

### 3 公共建築物以外における木材利用の取組について

新たな「みえ木材利用方針」に基づき、公共建築物以外の分野における木材利用に全庁をあげて取り組むものとする。

#### (1) 公共土木施設における取組

- ・「公共土木施設の県産木材利用5ヶ年計画（仮称）」を策定し、県産材の利用を重点的に進める工種を定めて、毎年度、利用実績の調査及び公表を行うことにより、県産材の利用を推進する。（県土整備部）
- ・「三重県農林水産部公共土木施設木材利用指針（仮称）」を策定し、これまでも取り組んできた公共土木施設における木材利用をより一層推進する。（農林水産部）
- ・特記仕様書（施工条件明示一覧表）において、三重県リサイクル認定製品（間伐材製工事用バリケード・看板・表示板）を使用するように努めることを明示し、県産材の利用促進を図る。（環境生活部、企業庁）

#### (2) 物品調達等における取組

備品・消耗品の購入時には、可能な限り県産木材製品を選択する。【全部局】

#### (3) 普及啓発における取組

関係する市町、団体、事業者及び県民等に対して、木材利用に係る情報提供や普及啓発を行う。

【総務部、子ども・福祉部、農林水産部、県土整備部、企業庁、病院事業庁、教育委員会】

- ・来訪者の多い県民ホールにおける家具備品等の選定について、県産材などの木材利用に配慮する。（総務部）
- ・市町に対して、認定こども園及び保育所にかかる施設整備補助を行う際に「みえ木材利用方針に基づく木材利用の促進が図られた施設であるか」を施設計画の具体性の評価項目とするなど、木質化を推進する。（子ども・福祉部）
- ・県営都市公園指定管理者への木材利用に関する普及啓発活動を行う。（県土整備部）
- ・水道事務所等に「三重の木づかい条例」ポスターを掲示し、県民等へ普及啓発を行う。（企業庁）
- ・県立病院内の県民の目に触れる機会が多い箇所に「三重の木づかい条例」ポスターを掲示し、県民等へ普及啓発を行う。（病院事業庁）
- ・市町教育委員会に対し、文部科学省が作成する学校施設への木材利用推進に係る事例集や技術資料等を提供するとともに、木の教育環境整備を対象とした国庫補助制度活用にあたり助言等を行うなど、木材利用を働きかける。（教育委員会）